

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の更新研修について

実践研修を修了した年度（旧カリキュラム修了者は1回目の更新研修(R元～R5に実施)を修了した年度）を起点として、その翌年度から5年度毎に更新研修を受講する必要があります。

【例1】令和5年度に実践研修を修了した場合

R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	R16年度 (2034)	R17年度 (2035)	
実践研修 修了	1年目	2年目	更新研修 1回目修了	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	更新研修 2回目修了	10年目	11年目	12年目	

○実践研修を修了した翌年度を1年目として、以降5年度毎に更新研修を受講する必要があります。

○（例1）・令和5年度に実践研修を受講した場合、令和10年度までの間に1回目の更新研修を受講する必要があります。

- ・令和10年度までに更新研修を修了できなかった場合は、あらためて実践研修を受講しなければサービス管理責任者等として従事することができません。
- ・令和8年度に前倒しして受講した場合でも、2回目の更新研修の受講期限は、令和15年度です。

【例2】（平成30年度までの旧カリキュラムでサビ管・児発管を取得し）令和3年度に更新研修1回目を修了した場合

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	
更新研修 1回目修了	1年目	2年目	3年目	4年目	更新研修 2回目修了	6年目	7年目	更新研修 3回目修了	9年目	10年目	11年目	12年目	

○1回目の更新研修を修了した翌年度を1年目として、以降5年度毎に更新研修を受講する必要があります。

○（例2）・令和3年度に更新研修を受講した場合、令和8年度までに2回目の更新研修を受講する必要があります。

- ・令和8年度までに2回目の更新研修を修了できなかった場合は、実践研修を受講しなければサービス管理責任者等として従事することができません。
- ・3回目の更新研修を前倒しして令和11年度に受講した場合でも、4回目の更新研修の受講期限は、令和18年度です。